消防予第 264 号消防安第 239 号消防特第 251 号平成16年12月27日

各都道府県知事 指定都市市長 殿

消防庁次長

地下鉄道における火災対策について

平成15年2月に発生した韓国大邸(テグ)市における地下鉄の火災事故を踏まえ、当庁では、国土交通省と共同で「地下鉄道の火災対策検討会」を開催し、ガソリンによる放火火災を想定し、地下鉄道の不燃化の推進と旅客の安全な避難対策を基本として、我が国の地下鉄道の火災対策について総合的に検討を進め、平成16年3月に検討結果をとりまとめました。

この検討結果を受け、国土交通省鉄道局において、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準(以下「解釈基準」という。)の一部改正について関係者に通知され、その旨が別添1により当庁に通知されました。

つきましては、地下駅及びトンネル等における火災対策について、必要に応 じ、各地方運輸局等と連携して、鉄道事業者に対する指導、助言、訓練等への 協力を行うようお願いします。

なお、都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

また、解釈基準は、消防法令の規定の適用を排除するものではないこと及び解釈基準の取扱いについては当庁及び国土交通省から別途通知等する予定であることを申し添えます。

別添資料

- 別添1 鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準の一部改正について
- **別添2** 鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正により改正された解釈基準の適用時期について

事 務 連 絡 平成 17 年 1 月 7 日

各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市担当課

消防 庁 予 防 課消防庁防火安全室消防庁特殊災害室

鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準の一部改正により 改正された解釈基準の解説について

地下駅及びトンネル等における火災対策については、「地下鉄道における火災対策について」(平成 16 年 12 月 27 日付け消防予第 2 6 4 号、消防安第 2 3 9 号、消防特第 2 5 1 号消防庁次長通知。以下「次長通知」という。)に示されたところですが、別紙のとおり、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準の一部改正により改正された解釈基準に係る電気設備、運転等の解説について、当庁と協議の上、国土交通省鉄道局で取りまとめられましたので、次長通知の運用にあたり参考としてください。

都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の関係市町村(指 定都市を除く。)の消防本部に対し、この旨周知されるようお願い致します。

なお、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準の一部改正により 改正された解釈基準に係る電気設備、運転等以外の解説(地下駅等の不燃化、 火災対策設備、車両などに関するもの)については、現在検討をしているとこ るであり、当庁及び国土交通省から別途事務連絡をする予定としていることを 申し添えます。

問い合わせ先

消防庁特殊災害室 課長補佐 石井

原子力災害係長 守谷

TEL 03-5253-7528

FAX 03-5253-7538